

6.その他の支援

58	高齢者住宅整備資金の貸し付け	盛岡市内全域
<p>●対象者：市内に住所を有し、1年以上居住しているものであって、償還能力を有し、市税を滞納していない者。</p> <p>●内 容： 高齢者（60歳以上の方）と同居または同居しようとする親族が、その居住する住宅を高齢者向けに増築、改築等する場合の工事費用を貸し付けます。</p> <ul style="list-style-type: none">・貸付限度額：300万円・貸付利率 1.1%（令和4年度）・据置期間：6か月（無利子）・償還期間：10年（据置期間を含む。）・連帯保証人：県内に住所のある方2人 <p>●その他：詳細はお問い合わせください。</p>		
お問い合わせ先		
盛岡市長寿社会課 生きがい推進係 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 電話：019-603-8003 / FAX：019-653-2839		

59	福祉電話貸与事業	盛岡市内全域
<p>●対象者：電話を持っていない、高齢者のみで構成される、所得税非課税の世帯。</p> <p>●内 容：固定電話をお貸しし、基本料金の助成をします。</p> <p>●利用料：通話料金（転居等による費用は利用者負担）</p> <p>●その他：詳細はお問い合わせください。</p>		
お問い合わせ先		
盛岡市長寿社会課 生きがい推進係 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 電話：019-603-8003 / FAX：019-653-2839		

60	火災警報器等給付事業	盛岡市内全域
<p>●対象者：高齢者のみで構成される、所得税非課税の世帯。</p> <p>●内 容：火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付し、日常生活の安全を図ります。</p> <p>●利用料：給付の上限額を超えた分は、自己負担になります。</p> <p>●その他：詳細はお問い合わせください。</p>		
お問い合わせ先		
盛岡市長寿社会課 生きがい推進係 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 電話：019-603-8003 / FAX：019-653-2839		